

(第3次)
岩倉市生活排水処理基本計画

2026(令和8)年度～2035(令和17)年度

令和8年3月

岩 倉 市

目 次

第1章 計画の目的及び構成	ページ
1 計画の背景	1
2 計画の位置づけ及び目的	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	2
 第2章 生活排水処理の現状と課題	
1 生活排水処理の現状	3
(1) 生活排水処理の状況	3
(2) 生活排水処理の主体及び体系	4
(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに処理の状況	5
2 生活排水に関する課題	6
(1) 生活排水処理	6
① 公共下水道	6
ア 五条川左岸	6
イ 五条川右岸	6
ウ 普及啓発	6
② 合併処理浄化槽	6
③ 汲み取り及び単独処理浄化槽	7
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理	7
① 収集運搬	7
② 中間処理及び最終処分	7
 第3章 基本理念・基本方針	
1 基本理念	8
2 基本方針	8
 第4章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水処理の計画	10
(1) 生活排水の処理目標	10
(2) 施設整備計画	11
① 公共下水道	11
② 合併処理浄化槽	12
下水道整備計画図	13

2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	1 4
3	生活排水処理対策に係る普及啓発	1 4
4	計画の推進	1 5
(1)	市民の役割	1 5
(2)	関係機関との連携	1 5
(3)	関連する諸団体との連携	1 5
(4)	関連する計画との整合性の確保	1 5
5	計画の進行管理	1 5

第1章 計画の目的及び構成

1 計画の背景

岩倉市は、濃尾平野のほぼ中央に位置する平坦な地形の総面積10.47km²のコンパクトな都市であり、総人口は令和6年度末現在47,700人で、世帯数は23,115世帯となっています。

中部圏の中核都市である名古屋市の北西10km圏内に位置し、交通の利便性が高いことから、昭和40年代には、名古屋市のベッドタウンとして急速に人口が増加しました。昭和50年代に入ると人口の急増も収束し、質の高い生活都市として安定成長期を迎えました。そして、平成の時代にはマンション建設が盛んとなり、中心部には都市的な景観がみられる一方、周辺部には田園風景が広がり、コンパクトな市域に都市と田園が共存する、バランスの取れた住環境となっています。

また、市内のほぼ中央を流れる五条川と川沿いの桜並木は、日本のさくら名所100選に選ばれ、全国的にも知られており、岩倉市のシンボルとして市民に親しまれています。

一般に河川や海の主な汚れは生活排水といわれており、水質汚濁のもっとも大きな原因となっています。生活排水は、私たちが生活していくうえで必ず発生するものです。

このような状況を踏まえ、市民生活に伴い発生する生活排水による河川の汚濁防止や水質保全を図るため、「第3次岩倉市生活排水処理基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定を行うものです。

2 計画の位置づけ及び目的

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項の規定により、生活排水を取り巻く状況及び今後の課題について検討・整理を行い、長期的視野に立った計画を定めるものです。

3 計画の期間

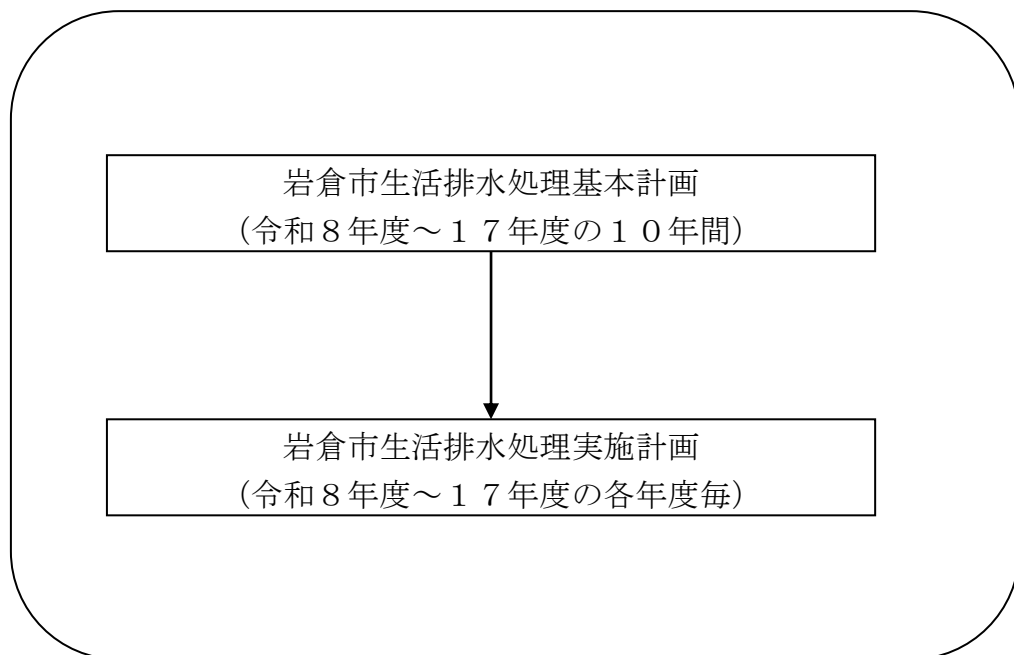
令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

4 計画の構成

計画区域は、岩倉市全域とします。また、生活排水処理計画は、次の計画から成り立っています。

- 基本計画…10年間を計画期間とし、長期的視点に立ち生活排水の処理に関する基本的な事項について定めたもの
- 実施計画…基本計画実施のために必要な各年度の取組について定めたもの

生活排水処理計画の構成



第2章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の状況

過去5年間の生活排水の処理形態別人口は、次表のとおりであり、令和6年度末において、計画処理区域内人口47,700人のうち39,290人については、生活排水の処理がなされています。

公共下水道については、平成6年度から順次処理を開始しています。

合併処理浄化槽については、平成元年度から令和7年度まで住宅を補助対象とした合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、整備の促進を図りました。

生活排水の処理形態別人口

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	47,922	47,574	47,761	47,623	47,700
1水洗化・生活雑排水処理人口	37,378	37,824	38,476	38,589	39,290
(1) 公共下水道	29,982	30,323	31,139	31,397	31,684
(水洗化率)	(85.39%)	(85.71%)	(85.44%)	(84.53%)	(84.91%)
(2) 合併処理浄化槽	7,396	7,501	7,337	7,192	7,606
2水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	9,653	8,925	8,512	8,326	7,761
3非水洗化人口(汲み取り)	891	825	773	708	649

(各年度末現在)

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{下水道接続人口}}{\text{供用開始区域内人口}}$$

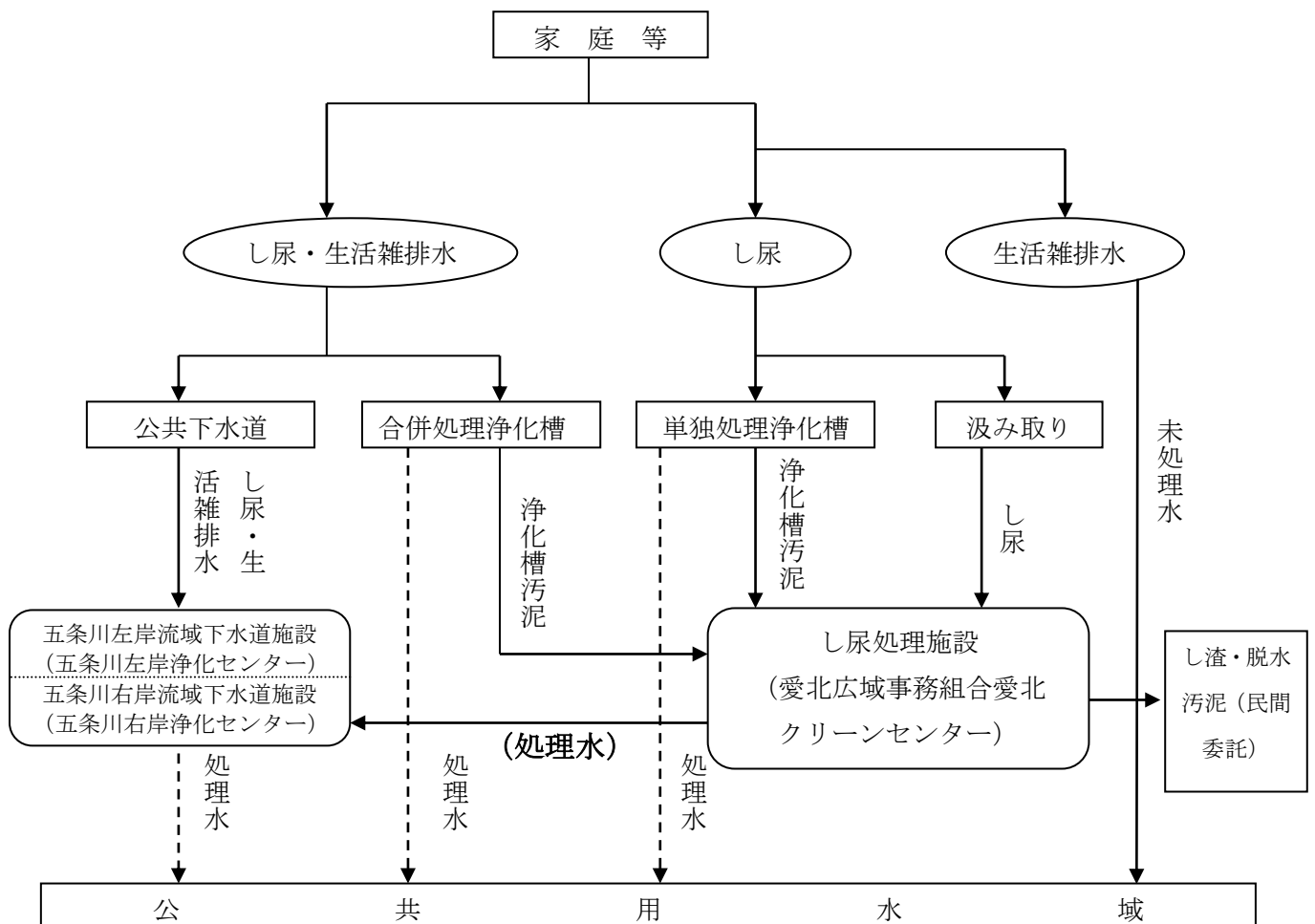
(2) 生活排水処理の主体及び体系

生活排水処理の主体及び体系は、次のとおりです。

生活排水の処理主体

処 理 施 設 の 種 類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県・市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	家庭等
単独処理浄化槽	し尿	家庭等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	愛北広域事務組合 (愛北クリーンセンター)

生活排水処理体系



(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに処理の状況

岩倉市は、し尿の収集運搬を業者への委託により実施しており、し尿処理手数料は従量制とし、18ℓ当たり160円のし尿券を使用しています。なお、現在は市民、事業者ともに収集運搬業者への委託により実施していますが、令和8年10月より、事業者分については、委託ではなく、本市が許可した業者による収集運搬へと変更します。また、浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項により、本市が許可した業者により行っています。今後の許可については、現状の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の分別区分や排出量が大幅に増加するなど適正な収集運搬体制確保のため特に必要がある場合を除き、既存の範囲内とします。

し尿及び浄化槽汚泥は、愛北広域事務組合(3市2町で構成される一部事務組合)が運営管理する愛北クリーンセンターで処理されています。この愛北クリーンセンターは、処理能力280kl/日の高負荷脱窒素処理方式及び高度処理(砂ろ過＋活性炭吸着)の施設として平成5年に稼働しました。

平成25年10月からは、愛北クリーンセンターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、中間処理の後、処理水は五条川右岸浄化センターへ投入されています。また、し渣・脱水汚泥は場外に搬出され、民間委託により中間処理された後、主に再資源化(一部最終処分)されています。

施設の概要は、次表のとおりです。

施設の概要

施設名称	愛北クリーンセンター
施設所管	愛北広域事務組合
	3市(犬山、江南、岩倉)2町(大口、扶桑)の一部事務組合
所在地	岩倉市野寄町向山760番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理(砂ろ過＋活性炭吸着) ただし、平成25年10月から高度処理を廃止
処理能力	280kl/日 (し尿＋浄化槽汚泥)
竣工	平成5年2月27日

2 生活排水に関する課題

(1) 生活排水処理

① 公共下水道

公共下水道は、市内を北から南へ貫流する五条川を境に、県が実施する五条川左岸及び五条川右岸の両流域下水道に分けて処理されています。令和6年度末における公共下水道の普及率は、78.2%です。

ア 五条川左岸

平成元年度から整備に着手し、平成12年度に計画処理区域すべてにおいて整備を完了し、令和6年度末時点で156.8haが整備済区域となっています。今後については、宅地内排水設備の整備を促進し、水洗化率の向上に努める必要があります。

イ 五条川右岸

計画処理区域473.6haとして平成6年度から整備に着手し、令和6年度末時点で事業計画区域354.0haのうち306.8haが整備されています。今後については、受益者負担についての理解と協力を得ながら財源の確保を行い、整備区域の計画的な拡大に努める必要があります。

ウ 普及啓発

令和6年度末の水洗化率は、五条川左岸で97.0%、五条川右岸で70.5%となっています。引き続き水洗化率の向上に努めるため、下水道への接続指導を推進するとともに、下水道利用者の生活雑排水に対する配慮を呼びかけ、下水道施設への負荷軽減に努めていく必要があります。

② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理できる性質をもつため、生活排水を適正に処理することができます。

今後とも、公共下水道の事業計画区域外においては、汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換を促進していく必要があります。また、公共下水道の事業計画区域においては、下水道に接続されるまでは、合併処理浄化槽の機能が十分に発揮できるように、保守点検・清掃・法定検査といった浄化槽法に基づいた適正な維持管理の指導に努めていく必要があります。

③ 汲み取り及び単独処理浄化槽

令和6年度末現在で、汲み取り及び単独処理浄化槽人口が計画処理区域内人口の17.6%を占めています。

汲み取り及び単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されることから、発生源対策を推進することにより、出来るだけ環境への影響を少なくし、水質保全を図りながら、将来的には下水道または合併処理浄化槽のいずれかに転換されるよう促進していく必要があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理

① 収集運搬

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、委託業者や許可業者が行っています。今後は、公共下水道の普及に伴い、し尿の収集量が減少していく傾向にありますが、適正な収集運搬体制を維持していく必要があります。

② 中間処理及び最終処分

市内から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、愛北クリーンセンターで中間処理を行い、処理水は五条川右岸浄化センターへ投入され、し渣・脱水汚泥については場外に搬出され、民間委託により中間処理された後、主に再資源化（一部最終処分）されています。

今後も愛北クリーンセンターにおいて、施設の適正な運営管理に努めるとともに、許可業者への適正搬入の指導等も行いながら、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理していく必要があります。

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

水は、私たちの社会を維持するために必要不可欠であり、産業分野における使用から台所・洗濯・風呂・トイレなどの日常生活まで、あらゆる場面で使用されています。しかし、社会経済が発展し、生活水準が向上するにつれて水の汚れが目立つようになりました。産業排水の対策が進んだ今日では、川や海の主な汚れは生活排水とされており、生活排水処理対策の必要性及び緊急性は、今や地球環境問題と密接に関連して社会的にも深く認識されるようになっていきます。

こうしたことから、生活排水の適正な処理は課題であり、生活排水処理施設の整備に努める一方、台所・洗濯・風呂・トイレなどにおける発生源対策を市民の理解と協力を得ながら積極的に取り組んでいく必要があります。

生活排水処理については、公共用水域の水質の改善を図ることにとどまらず、市内のほぼ中央を流れる五条川が、市民の生活に「ゆとり」と「うるおい」を与えるシンボリックな存在となっていることから、流れる水に清流がよみがえり、良好な自然環境と桜並木に彩られた岩倉市特有の景観のもとに、自然と共生した、安全でうるおいに満ちたまちづくりを目指すものとします。

2 基本方針

生活排水処理対策は、発生源対策及び処理施設対策に分けられます。

発生源対策とは、家庭において調理くずや廃食用油等を流さないだけでなく、堆肥や航空燃料(SAF)などに再資源化したり、洗剤を適量に使用したりするなどの実践的な対策をいいます。

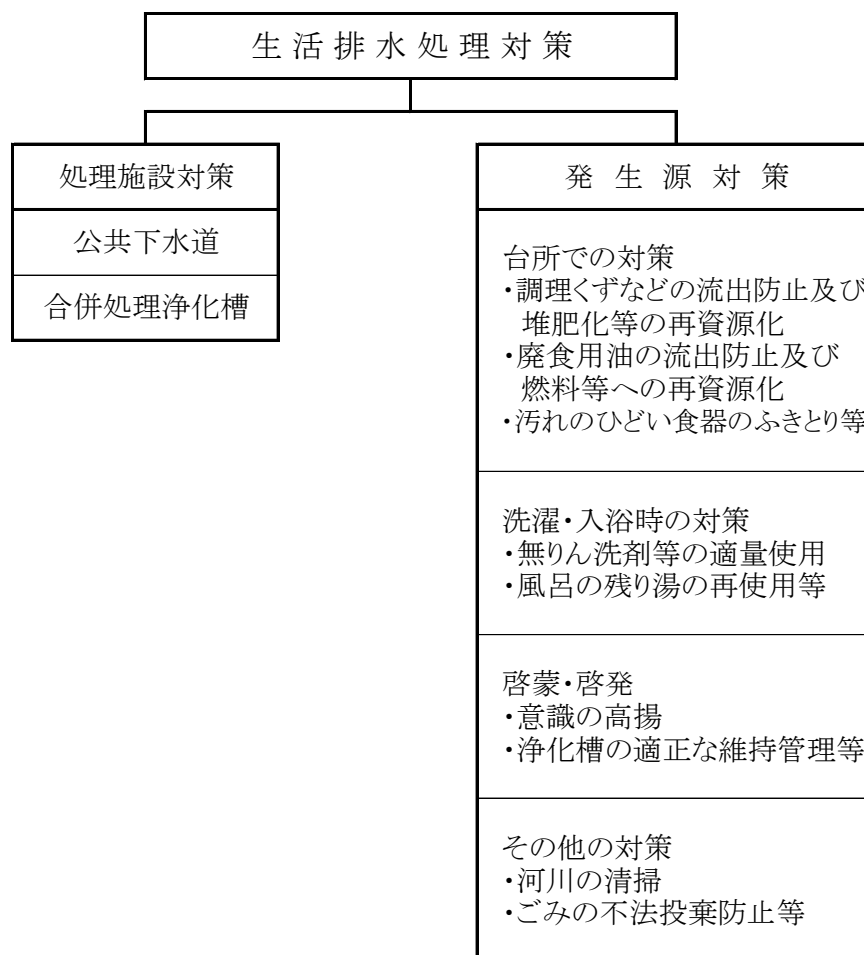
処理施設対策とは、公共下水道及び合併処理浄化槽による対策をいいます。

生活排水処理対策には、処理施設による対策が効果的ですが、整備に多くの時間と費用がかかるため、その間の発生源対策は重要です。

生活排水処理の基本方針は、次に示すとおりです。

- 方針1 公共下水道の事業計画区域については、下水道による処理を行うものとし、処理区域の拡大を図ります。
- 方針2 公共下水道の事業計画区域外については、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 方針3 台所対策や浄化槽の維持管理など生活排水の適正な処理や資源化の周知・啓発活動を推進します。

生活排水処理対策の体系



第4章 生活排水処理基本計画

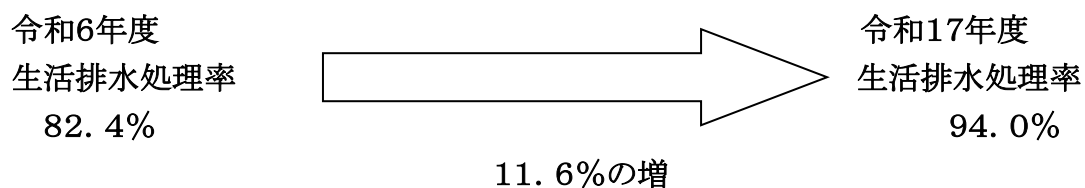
1 生活排水処理の計画

(1) 生活排水の処理目標

基本理念及び基本方針に基づき、生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを目的とし、一次計画をふまえ、以下のとおり生活排水処理率を設定します。

目標年度:令和17年度

令和6年度の実績に対して、生活排水処理率を11.6%向上させる。



$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口}}{\text{処理区域内人口}}$$

生活排水の処理目標

	現 在 (令和6年度)	中間目標年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
生活排水処理率	82.4%	88.2%	94.0%

なお、目標年度の生活排水の処理形態別人口の内訳は、次表のとおりです。

生活排水の処理形態別人口内訳

	現 在 (令和6年度)	中間目標年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
1行政区域内人口	47,700人	47,362人	46,892人
2計画処理区域内人口	47,700人	47,362人	46,892人
(1)水洗化・生活雑排水処理人口	39,290人	41,775人	44,074人
①公共下水道 (水洗化率)	31,684人 (84.91%)	34,770人 (76.64%)	37,103人 (81.78%)
②合併処理浄化槽	7,606人	7,005人	6,971人
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	7,761人	5,228人	2,606人
(3)非水洗化人口(汲み取り)	649人	359人	212人

(各年度末現在)

令和12年度と令和17年度の数値について

- ・「1行政区域内人口」については、「岩倉市人口ビジョン」から引用した。
- ・「①公共下水道」については、上下水道課所有の資料から引用した。
- ・「水洗化率」については、供用開始区域内人口のうち下水道に接続した人口の割合をいい、「岩倉市公共下水道基本計画」を参考に推計した。
- ・「②合併処理浄化槽」、「(2)水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)」、「(3)非水洗化人口(汲み取り)」については、過去の実績に基づき推計した。

(2) 施設整備計画

① 公共下水道

公共下水道で処理する区域は、五条川左岸処理区及び五条川右岸処理区で構成されており、そのうち左岸については、平成12年度に整備を完了しております。一方、右岸については、平成6年度に事業着手し、現在も事業を推進しているところです。

公共下水道の整備状況及び整備計画は、次表のとおりです。

公共下水道の整備状況及び整備計画

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	中間目標年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
整備面積	左岸	156.4ha	156.4ha	156.8ha	156.8ha	156.8ha	157.1ha	157.1ha
	右岸	272.0ha	280.9ha	291.0ha	302.2ha	306.8ha	450.8ha	450.8ha
	計	428.4ha	437.3ha	447.8ha	459.0ha	463.6ha	607.9ha	607.9ha
整備済人口	左岸	13,130人	13,095人	13,252人	13,285人	13,456人	13,200人	13,200人
	右岸	21,981人	22,285人	23,194人	23,856人	23,859人	32,168人	32,168人
	計	35,111人	35,380人	36,446人	37,141人	37,315人	45,368人	45,368人
水洗化人口		29,982人	30,323人	31,139人	31,397人	31,684人	34,770人	37,103人
(水洗化率)		(85.39%)	(85.71%)	(85.44%)	(84.53%)	(84.91%)	(76.64%)	(81.78%)

(各年度末現在)

- ・「整備済人口」は、供用開始された区域内の人口をいう。
- ・「水洗化人口」は、整備済人口のうち下水道に接続した人口をいう。
- ・令和12年度と令和17年度の右岸の整備面積は、公共下水道の整備計画等から引用した。
- ・令和12年度と令和17年度の水洗化人口及び水洗化率(供用開始区域内人口のうち下水道に接続した人口の割合)は、公共下水道の整備計画等を参考とし推計した。

② 合併処理浄化槽

将来下水道の整備が見込めない地域における、既設の汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、他自治体の事例等を参考に周知・啓発に努めます。

浄化槽の普及状況及び促進計画は、次表のとおりです。

浄化槽の普及状況及び促進計画

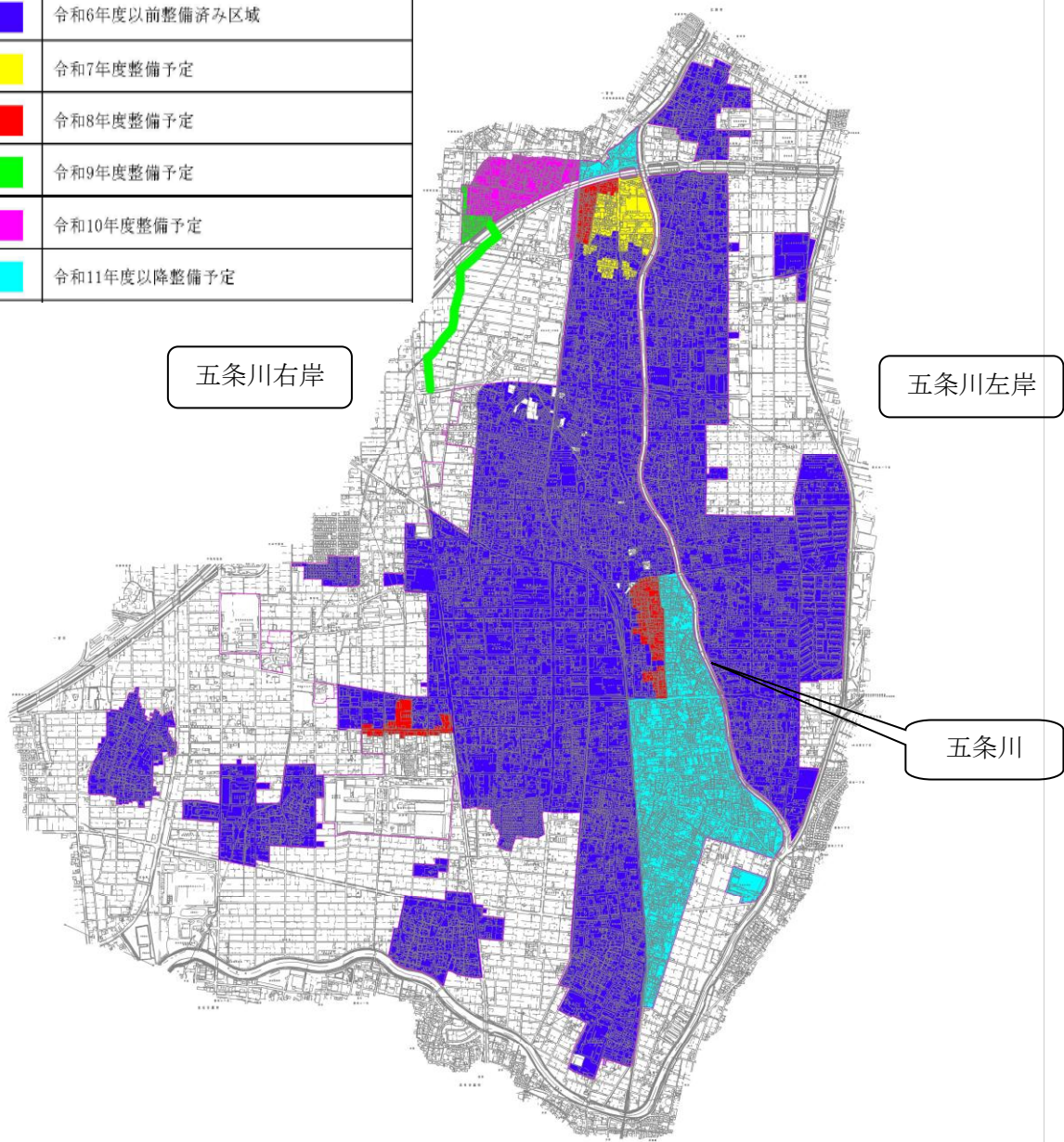
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	中間目標年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
合併処理浄化槽	1,662基	1,752基	1,748基	1,818基	1,952基	1,796基	1,787基
単独処理浄化槽	2,170基	2,098基	2,128基	2,115基	2,158基	1,452基	724基

(各年度末現在)

- ・令和12年度及び令和17年度の数値は、過去の実績と公共下水道の整備計画等を参考とし推計した。

下水道整備計画図

凡 例	
整 備 予 定 年 度	
	全体計画区域
	令和6年度以前整備済み区域
	令和7年度整備予定
	令和8年度整備予定
	令和9年度整備予定
	令和10年度整備予定
	令和11年度以降整備予定



2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う愛北クリーンセンターは、老朽化した施設の計画的な更新に努めながら、平成25年10月より開始した処理水の五条川右岸浄化センターの投入を引き続き継続していきます。

し尿及び浄化槽汚泥処理の実績及び計画は、次表のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理実績及び計画

(単位:kl)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	中間目標年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
し 尿	448.94	390.08	359.24	356.47	334.83	243.81	187.05
	1.23kl/日	1.07kl/日	0.98kl/日	0.98kl/日	0.92kl/日	0.67kl/日	0.51kl/日
単独処理浄化槽汚泥	5,342.88	5,345.38	5,199.12	5,024.58	4,669.43	3,145.30	1,568.07
	14.64kl/日	14.64kl/日	14.24kl/日	13.77kl/日	12.79kl/日	8.62kl/日	4.30kl/日
合併処理浄化槽汚泥	3,799.97	3,926.01	4,118.81	4,026.05	4,416.68	4,067.83	4,047.79
	10.41kl/日	10.76kl/日	11.28kl/日	11.03kl/日	12.10kl/日	11.14kl/日	11.09kl/日
合 計	9,591.79	9,661.47	9,677.17	9,407.10	9,420.94	7,456.94	5,802.91
	26.28kl/日	26.47kl/日	26.51kl/日	25.77kl/日	25.81kl/日	20.43kl/日	15.90kl/日

(各年度末現在)

・令和12年度と令和17年度の数値は、過去の実績と公共下水道の整備計画等を参考とし推計した。

3 生活排水処理対策に係る普及啓発

生活排水処理対策の必要性について市民に周知を図るため、市広報等への掲載等で定期的な啓発活動を行います。

特に、家庭でできる発生源対策として、下記の事項について普及啓発を行います。

- ・生活排水の量を減らすため、節水に心掛ける。
- ・市が参加している廃食用油から航空燃料(SAF)を作り、航空機が飛ぶ世界を実現するプロジェクト「FRY to FLY Project」に賛同し、廃食用油を資源として提供する。
- ・ごく少量の廃食用油は、古新聞に吸わせるなどして適正処理に心掛ける。
- ・調理くず等を生ごみ処理機で処理したり、コンポスト等で堆肥化したりすることにより、

排出量を減らす。

- ・ 無りん洗剤や天然石鹼を使用し、使い過ぎないようにする。
- ・ 浄化槽の正しい維持管理(保守点検、清掃、法定検査)に努める。

4 計画の推進

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが生活排水の排出者としての自覚と責任をもち、下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をできるだけ速やかに行うこととし、発生源対策に心掛ける必要があります。

(2) 関係機関との連携

地域の水質保全及び施設整備は、関係行政機関と連絡調整を図り、総合的・広域的な生活排水処理対策を進めます。

(3) 関連する諸団体との連携

生活排水処理対策を推進するためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が必要であるため、関連する諸団体との連携を図りながら積極的な取組を進めます。

(4) 関連する計画との整合性の確保

各施設の整備計画の推進に当たっては、国及び県の関連計画との整合性を図りながら進めます。

5 計画の進行管理

生活排水については、毎年度その処理状況の実態を調査し、計画の進捗状況を把握し、その結果について公表するとともに、計画の目標達成に向け、必要な措置を講ずるなど計画の着実な推進に努めます。また、計画内容や施策の実施状況の全般について点検・評価し、必要に応じて数値目標や施策内容を見直します。

第3次岩倉市生活排水処理基本計画

2026年（令和8年）3月策定

発行：岩倉市

問合先：市民協働部環境政策課廃棄物グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

TEL 0587-66-1111（代表）内線 592

0587-38-5808（ダイヤルイン）

FAX 0587-50-0365

岩倉市ホームページアドレス：<https://www.city.iwakura.aichi.jp/>